別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年　　月　　日

財務（支）局長　　殿

届出者　住所又は所在地

電話番号　（　　）　　―

商　　号

又は名称

氏　　名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

１　海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第63条の９第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添１のとおり
海外投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況	別添２のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添３のとおり
主要株主の状況	別添４のとおり
投資運用関係業務に係る状況	別添５のとおり

（第２面）

（別添１：海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

代表者		業務の種別			主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（円）
（ふりがな）氏名	役職	運用	募集	私募	名称	所在地	電話番号			

（注意事項）

１　「業務の種別」の欄には、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

２　「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（第３面）

（別添２：海外投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別（運用・募集・私募の別）
		（商品分類）	（内容）	

（注意事項）

１　未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

２　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第１条の12第２号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第１条の12第２号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

（第４面）

（別添３：役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況）

商号、名称又は氏名

1　役員及び政令で定める使用人の状況　　（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職	政令で定める使用人の種別

（注意事項）

1　外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の９第６項第２号ハに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「４　国内における代表者の状況」欄に記載すること。

2　「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

3　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

2　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

3　海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	電　話　番　号

（注意事項）

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

4　国内における代表者の状況

（ふ　り　が　な） 氏名、商号又は名称	所在地又は住所	電　話　番　号

（注意事項）

1　届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

2　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（第５面）

（別添４：主要株主の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

1　　個人	2　　法人
（ふりがな） 商号、名称又は氏名	
本店又は主たる事務所の所在地	
住所又は居所	
（ふりがな） 代表者の氏名	

（注意事項）

1　主要株主ごとに表を作成して記載すること。

2　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

3　「1　個人　2　法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

4　個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

（第６面）

（別添５：投資運用関係業務に係る状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

1　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

2　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第63条の９第６項第２号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称		
（ふりがな） 氏名又は名称	役　職　名	監督する投資運用関係業務の内容

（注意事項）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の９第６項第３号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨